

岩手県報

第 1 0 5 3 1 号
平成 18 年 2 月 14 日
火 曜 日

毎 週 火 ・ 金 曜 日 2 回 発 行

目 次

告 示

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の5
第1項の規定による産業廃棄物処理施設の変更の許
可の申請……………（資源循環推進課） 1
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第1項の
規定による一般廃棄物処理施設の変更の許可の申請
……………（ 〃 ） 1
- 不健全な図書類の指定……………（青少年・男女共同参画課） 1
- 生活保護法の規定による医療扶助のための医療を担
当させる機関の指定（とみつか脳神経外科クリニッ
クほか）……………（地域福祉課） 2

- 生活保護法の規定による指定医療機関の名称の変更
……………（ 〃 ） 2
- 地積を特に減じて換地を定める土地の指定…（農村建設課） 2
- 保安林予定森林……………（森林保全課） 3
- 電線共同溝を整備すべき道路の指定……………（道路環境課） 3
- 公有水面埋立工事のしゅん功の認可……………（港湾空港課） 3
- 花巻地方振興局長告示
- 土地改良区役員の退任（猿ヶ石北部土地改良区）…………… 4
- 北上地方振興局長告示
- 建築基準法第86条の5第2項の規定により認定を取
り消した総合的設計による建築物に係る一団地の区
域等…………… 4
- 監査委員告示
- 監査、検査及び審査に関する執務基準の一部を改正
する告示…………… 4

告 示

岩手県告示第193号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の2の5第1項の規定により、産業廃棄物処理施設の変更について次のとおり許可の申請があった。

なお、同条第2項において準用する同法第15条第4項の規定により、当該申請に係る申請書及び当該産業廃棄物処理施設の変更が周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を平成18年2月14日から平成18年3月14日まで岩手県環境生活部資源循環推進課及び水沢地方振興局保健福祉環境部に備えておいて縦覧に供する。

平成18年2月14日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - 名称及び住所 財団法人クリーンいわて事業団 岩手県江刺市岩谷堂字大沢田113番地
 - 代表者の氏名 増田寛也
- 産業廃棄物処理施設の設置の場所 江刺市岩谷堂字大沢田113番、172番3並びに字北田112番2、117番2、117番3、118番3、123番3、123番4、158番、173番、178番及び366番
- 産業廃棄物処理施設の種類 管理型最終処分場
- 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類 紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、ばいじん、燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、産業廃棄物を処分するために処理したもの、特別管理産業廃棄物（廃石綿等）
- 申請年月日 平成18年1月24日

岩手県告示第194号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第9条第1項の規定により、一般廃棄物処理施設の変更について次のとおり許可の申請があった。

なお、同条第2項において準用する同法第8条第4項の規定により、当該申請に係る申請書及び当該一般廃棄物処理施設の変更が周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を平成18年2月14日から平成18年3月14日まで岩手県環境生活部資源循環推進課及び水沢地方振興局保健福祉環境部に備えておいて縦覧に供する。

平成18年2月14日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - 名称及び住所 財団法人クリーンいわて事業団 岩手県江刺市岩谷堂字大沢田113番地
 - 代表者の氏名 増田寛也
- 一般廃棄物処理施設の設置の場所 江刺市岩谷堂字大沢田113番、172番3並びに字北田112番2、117番2、117番3、118番3、123番3、123番4、158番、173番、178番及び366番
- 一般廃棄物処理施設の種類 一般廃棄物最終処分場
- 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類 特別管理一般廃棄物を除く一般廃棄物
- 申請年月日 平成18年1月24日

岩手県告示第195号

青少年のための環境浄化に関する条例（昭和54年岩手県条例第35号）第10条第1項の規定に基づき、次の図書類を青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるものとして指定する。

平成18年2月14日

岩手県知事 増 田 寛 也

指定番号	種類	名 称 等	発行所名	指 定 理 由
17-254	コミック雑誌	きっすい 3月号	英知出版(株)	著しく青少年の性的感情を刺激し、又は粗暴な行為若しくは残虐な行為を誘発し、若しくは助長し、その健全な成長を阻害するおそれがある。
17-255	〃	COMICペンギンクラブ 3月号	辰巳出版(株)	
17-256	〃	COMIC快樂天 3月号	(株)ワニマガジン社	
17-257	〃	本当にあった人妻の浮気話 3月号	ミリオン出版(株)	
17-258	〃	跳んでも!!女のHな話 Vol.7 GON 3月5日号増刊	(株)大洋書房	
17-259	〃	特撰三十路妻 3月号	笠倉出版社	
17-260	〃	三十路熟の素 3月号	マイウェイ出版(株)	
17-261	〃	ヴァッカ! Vol.80	(株)バウハウス	
17-262	〃	漫画ピンクタイム 3月号	マイウェイ出版(株)	
17-263	〃	マガシン・ウォー 3月号	(株)マガジンマガジン	
17-264	〃	ムク! Vol.06 クリーム3/5増刊	ワイレア出版(株)	
17-265	〃	漫画ダイナマイト 3月号	辰巳出版(株)	
17-266	〃	漫画オリンピア 3月号	辰巳出版(株)	
17-267	〃	漫画ローレンス 姦雪 3月号	(株)綜合図書	
17-268	雑誌	アクション写真塾 3月号	(株)サン出版	
17-269	〃	別冊ストリートシュガー ストリートシュガー 3月号増刊	(株)サン出版	
17-270	〃	ナンパー妹 DON'T 3月号増刊	(株)サン出版	
17-271	〃	Suppin EVOLUTION DVD Vol.7 オッピン 3月号増刊	英知出版(株)	
17-272	〃	[月刊] ザ・ベストオリジナル 3月号	KKベストセラーズ	
17-273	〃	ビデオボーイ 3月号	英知出版(株)	
17-274	〃	別冊GON! 3月号	(株)大洋図書	
17-275	〃	ホイップ 3月号	(株)コアマガジン	
17-276	〃	月刊ドント! 3月号	(株)サン出版	
17-277	〃	ドーブ 3月号	KKベストセラーズ	
17-278	〃	URECCO gal 3月号	ミリオン出版(株)	

岩手県告示第196号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成18年2月14日

岩手県知事 増田 寛也

医療機関の名称	所 在 地	指定年月日
とみつか脳神経外科クリニック	花巻市御田屋町1番41号	平成18年2月2日
おたや町薬局	花巻市御田屋町1番43号	平成18年2月1日
小野寺こども医院	北上市村崎野15地割354番地2	平成18年2月8日

岩手県告示第197号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定医療機関の名称の変更について次のとおり届出があった。

平成18年2月14日

岩手県知事 増田 寛也

指定医療機関の名称		所 在 地	変更年月日
変 更 前	変 更 後		
中村小児科医院	中村小児科耳鼻咽喉科医院	水沢市袋町1番32号	平成16年6月1日

岩手県告示第198号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第3項において準用する同法第53条の2の3第1項の規定に基づき、県営弁天地区土地改良事業に係る換地計画を定めるに当たり、次の土地を、これを従前の土地とする地積を特に減じて換地を定める土地として指定した。

平成18年2月14日

岩手県知事 増田 寛也

地積を特に減じて換地を定める土地の所在等

所 在 地	地 番	地 目	用 途	地 積	特に減じる地積
和賀郡西和賀町沢内字弁天24地割	36番3	田	田	m ² 1,006	m ² 61
〃	38番1	〃	〃	1,151	161
〃	61番3	〃	〃	1,226	138
〃	77番4	〃	〃	1,848	287
〃	107番3	〃	〃	2,614	320
〃	109番3	〃	〃	1,617	416
〃	113番3	〃	〃	1,715	137
〃	113番4	〃	〃	1,579	168
〃	120番6	〃	〃	1,593	356
〃	132番3	〃	〃	1,531	106
和賀郡西和賀町沢内字弁天25地割	11番	〃	〃	1,654	75
〃	17番1	〃	〃	1,468	283
〃	26番1	〃	〃	1,628	272
〃	38番1	〃	〃	1,380	221

和賀郡西和賀町 沢内字弁天27地 割	91番1	〃	〃	1,554	174
〃	21番1	〃	〃	1,358	168
〃	21番2	〃	〃	1,205	46
〃	32番3	〃	〃	1,719	474
〃	44番1	〃	〃	694	161
〃	75番1	〃	〃	966	29
〃	131番1	〃	〃	2,240	148
和賀郡西和賀町 沢内字弁天28地 割	4番1	〃	〃	2,360	503
〃	7番11	〃	〃	1,931	48
〃	17番3	〃	〃	2,525	292
〃	20番1	〃	〃	2,536	301
〃	21番	〃	〃	1,349	270
〃	55番20	〃	〃	1,966	422
〃	55番37	〃	〃	2,216	510
〃	55番126	〃	〃	1,683	256
〃	55番140	〃	〃	2,314	514
〃	55番153	〃	〃	2,622	146

岩手県告示第199号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成18年2月14日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 保安林予定森林の所在場所 遠野市宮守町下鱒沢7地割255の内（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 指定の目的 水源のかん養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、立木の伐採を禁止する。
255の内（次の図に示す部分に限る。） 所在の森林

イ 次の森林については、主伐は、択伐による。
255の内（次の図に示す部分に限る。） 所在の森林

ウ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。

エ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

オ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

備考 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岩手県農林水産部森林保全課及び遠野市役所に備えておいて縦覧に供する。

岩手県告示第200号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、次のとおり保安林の指定をする予定である。

平成18年2月14日

岩手県知事 増 田 寛 也

- (1) 保安林予定森林の所在場所 釜石市大字平田第2地割61の30、61の38

(2) 指定の目的 水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は定めない。

(イ) 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所 釜石市甲子町第5地割190の1のト、第6地割175（次の図に示す部分に限る。）、大字平田第2地割58の1、63の24

(2) 指定の目的 土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

第5地割190の1のト・第6地割175（以上2筆について次の図に示す部分に限る。） 所在の森林

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

備考 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岩手県農林水産部森林保全課及び釜石市役所に備えておいて縦覧に供する。

岩手県告示第201号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定した。

平成18年2月14日

岩手県知事 増 田 寛 也

道路の種類	路 線 名	区 間
県道	平泉巖美溪線	西磐井郡平泉町平泉字志羅山78番1地先から宇倉町160番1地先まで

岩手県告示第202号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定に基づき、公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を次のとおり認可した。

平成18年2月14日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 埋立てのしゅん功認可をした年月日 平成18年2月8日
- 埋立てのしゅん功認可を受けた者の住所及び名称
 - (1) 住所 盛岡市内丸10-1
 - (2) 名称 岩手県知事 増 田 寛 也
- 埋立区域
 - (1) 位置 釜石市新浜町一丁目317番並びに新浜町二丁目319番、302番2、302番3、302番1、303番1、303番3及び318

- 番に接する地先公有水面
(2) 区域 別紙図面のとおり。
(3) 面積 38,101.78平方メートル
4 埋立ての免許の年月日及び番号 平成9年5月6日岩手県指
令第1号
5 埋立地の所在市町村 釜石市
備考 「別紙図面」は、省略し、岩手県県土整備部港湾空港課及
び釜石地方振興局土木部に備えておいて縦覧に供する。

花巻地方振興局長告示**花巻地方振興局長告示第8号**

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、
猿ヶ石北部土地改良区(花巻市)から役員の退任について次のと
おり届出があった。

平成18年2月14日

花巻地方振興局長 村 井 研 二

理事

渡 邊 勉 花巻市東宮野目第10地割80番地

北上地方振興局長告示**北上地方振興局長告示第4号**

建築基準法(昭和25年法律第201号)第86条の5第2項の規定に
より認定を取り消した総合的設計による建築物に係る一団地の区
域及び縦覧場所は、次のとおりである。

平成18年2月14日

北上地方振興局長 菊 池 秀 一

- 1 対象区域 北上市里分第4地割17番2、18番2、19番1、20
番1、22番、25番2、25番3の一部、25番4、25番5、25番6、
26番、27番1、27番2、27番3、27番5、28番2、28番3、29番、
30番、33番1、33番2、34番1、34番2、38番1、38番2、40
番、41番1、42番1、50番、51番、52番、53番、54番、55番1、
55番2、56番1、56番2、57番1、57番2、58番、59番、60番、
61番、62番、63番、77番、78番、79番、80番1及び80番2並び
にこれらの区域に介在する認定外道路及び水路
2 縦覧場所 北上地方振興局土木部

監査委員告示**岩手県監査委員告示第5号**

監査、検査及び審査に関する執務基準の一部を改正する告示を次のように定める。

平成18年2月14日

岩手県監査委員 川 村 農 夫
岩手県監査委員 平 沼 健
岩手県監査委員 一 戸 克 夫
岩手県監査委員 谷 地 信 子

監査、検査及び審査に関する執務基準の一部を改正する告示

監査、検査及び審査に関する執務基準(昭和57年岩手県監査委員告示第15号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第2 執行方針及び事務の実施計画 1 監査の執行方針及び事務の実施計画は、毎年度、年度開始の前々月までに、次に掲げる事項を内容として、これを策定しなければならない。 (1) [略] (2) 監査の事務の実施計画 ア 定期監査 イ 財政的援助団体等の監査 ウ 随時監査 エ 指定金融機関等の監査 2 現金出納検査の執行方針及び事務の実施計画は、毎年度、	第2 執行方針及び事務の実施計画 1 監査の執行方針及び事務の実施計画は、毎年度、年度開始の前々月までに、次に掲げる事項を内容として、これを策定しなければならない。 (1) [略] (2) 監査の事務の実施計画 ア 定期監査(地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第199条第4項の規定に基づく監査をいう。) イ 随時監査(法第199条第5項の規定に基づく監査をいう。) ウ 行政監査(法第199条第2項の規定に基づく監査をいう。) エ 財政的援助団体等の監査(法第199条第7項の規定に基づく監査をいう。) オ 指定金融機関等の監査(法第235条の2第2項の規定に基づく監査及び地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第27条の2第1項の規定に基づく監査をいう。) 2 現金出納検査(法第235条の2第1項の規定に基づく検

年度開始前にこれを策定しなければならない。

- 3 決算及び定額資金運用基金運用状況の審査の執行方針及び事務の実施計画は、毎年度、それぞれの決算見込みの内報を受けた後、遅滞なくこれを定めなければならない。

査をいう。以下同じ。）の執行方針及び事務の実施計画は、毎年度、年度開始前にこれを策定しなければならない。

- 3 決算審査（法第233条第2項の規定に基づく審査及び地方公営企業法第30条第2項の規定に基づく審査をいう。以下同じ。）及び定額資金運用基金運用状況の審査（法第241条第5項の規定に基づく審査をいう。）の執行方針及び事務の実施計画は、毎年度、それぞれの決算見込みの内報を受けた後、遅滞なくこれを定めなければならない。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この告示は、平成18年2月14日から施行する。

岩手県報 第10531号

平成18年2月14日 印刷

平成18年2月14日 発行

発行人 岩 手 県

発行日 毎週火・金曜日（これらの日が休日に当たるときは、その翌日）

購読料 1箇月 3,400円（送料共）

印刷者 岩手県盛岡市青山四丁目10-5 藤 浦 信
印刷兼発売所 岩手県盛岡市青山四丁目10-5 山口北州印刷株式会社